

平成 18 年 12 月 1 日

障害福祉サービス事業者 各位

茨城県国民健康保険団体連合会

障害者自立支援法 10 月施行に伴う請求等に関するお知らせ (Vol.4)

1. 12 月の請求受付期間について

12 月は 11 日 (月) まで受け付けいたします。

1・4・5・6・7・8・10・11 日 (計 8 日間)

実績記録票及び上限額管理結果票の提出についても同様です。なお、12 月は年末年始の都合上、点検期間が少ないため、**期日厳守**でお願いいたします。

2. 12 月の請求方法について

10 月法施行前伝送請求事業所

旧ユーザー ID (14 桁の事業所番号) にてログオンし 10 桁の事業所番号の請求データを伝送して下さい。なお、必ず送信後 30 分以上経過してから、再度、【メール送受信ボタン】をクリックして送信結果の情報を受信し、送信済み請求データの送信結果が【正常終了】になっていることを確認して下さい。【エラー終了】・【結果待ち】の時にはお手数でも本会まで連絡願います。また、複数の旧ユーザー ID (14 桁の事業所番号) をお持ちの事業所においては、いずれか 1 つの旧ユーザー ID を選択して伝送願います。

**【伝送可能前提条件】**・・・**本会ホームページに掲載の伝送ソフトバージョンアッププログラム【2006 年 11 月・1107 版】を適用していること。(「障害福祉サービス提供事業所の皆様へ」のコーナーに掲載済みです。)**

バージョンアップが出来ない等の理由により伝送出来ない場合は、FD にて請求してください。

11 月以降に新たに伝送請求を希望した事業所

FD にて請求願います。1 月より伝送をお願いします。

FD 請求事業所

従来どおり FD にて請求願います。なお、【FD 提出票】も必ず添付して下さい。(本会ホームページの「障害福祉サービス提供事業所の皆様へ」の「提出票関係」コーナーに様式を掲載してあります。)

新ユーザー ID (10 桁の事業所番号) による伝送は、1 月より開始いたします。その際に必要となるユーザー ID 及びパスワード等の通知は 12 月中旬に郵送いたします。

3. 11 月の請求状況について

受付件数

約 7,600 件

初回点検状況

初回点検時点においては約 90% がエラーとなりました。そのエラー発生の主な原因は下記の

とおります。

- 事業者請求事務担当者入力誤り
- 事業者請求システム不具合
- 国保連合会点検システム不具合
- 事業者指定台帳不具合
- 市町村支給決定情報不具合 等

上記条件が輻湊していることによりエラー発生原因の特定に時間を要しました。

11 月月末現在の点検状況

約 10%がエラーとなっています。

4. 11 月請求（10 月サービス提供分）における今後の対応について

エラー対応

法施行後初めての請求であり、時間の許す限り請求データの差し替え等によりエラー発生に伴う返戻の回避を行います。

支払額等通知時期

**12月中旬に全事業所に対し、郵送にて通知いたします。** やむを得ず返戻となった明細書については、内容を確認の上、1月に再請求願います。

5. 12 月における請求時の留意事項について

12月5日に本会ホームページに11月に発生した主なエラー及びその対応方法を掲載しますので、その内容を確認してから請求下さるようお願いいたします。（「障害福祉サービス提供事業所の皆様へ」の「請求留意事項通知関係」コーナーに掲載します。）また、個々の事業所宛て11月に発生したエラー内容の通知も郵送いたしますので、ご確認願います。なお、すべての事業所に郵送するものではありませんのでご了承ください。

6. 国保連合会提供の『簡易入力ソフト』のプログラム修正について（使用事業者のみ該当）

【不具合の内容】

丙地以外（1単位10円以外・1円未満の端数が発生する場合）の事業所において、参考値として表示する数字に誤った値が表示される場合があります。

【事業者における対応方法】

上記要件に該当する事業者は、本会ホームページから最新版の『簡易入力ソフト』をダウンロードのうえ、差替え願います。

7. 国保連合会提供の『簡易入力ソフト』の印刷機能について（使用事業者のみ該当）

10月サービス提供分以降に使用する入力ツールでは、帳票に印刷することが出来ません。事業所控えとして必要な場合は、印刷専用プログラム（エクセル形式）及びマニュアルを本会ホームページに掲載しましたのでご活用願います。（「障害福祉サービス提供事業所の皆様へ」の「簡易入力ツール」コーナーに掲載してあります。）

8. 国保連合会ホームページアドレスについて

**[「http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/」](http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/)**

**必ず請求事務担当者にご回覧願います。**

このFAXが誤って送信された場合はご容赦願います。なお、今後も送信される可能性がありますので、お手数をお掛けいたしますが、何らか方法でご連絡頂ければ幸いです。

問合せ先 介護保険課 担当 菊池・田中 TEL: 029-301-1566 FAX: 029-301-1579